

新型コロナ**疑い患者**に対する診療での算定可否一覧

2022/3/17時点

項目	点数	算定要件等	外来	電話	在宅		備考
			初診・再診	初診・再診	往診	訪問診療	
初診料	288		初診時○	-	初診時○	-	
初診料(電話・情報通信機器等)	214		-	初診時○	-	-	
再診料(電話再診含む)	73		再診時○	再診時○	再診時○	-	
往診料	720		-	-	○	-	
訪問診療料	-		-	-	-	○	
乳幼児感染予防策加算	50	6歳未満の患者のみ	○	-	6歳未満○	-	
院内トリアージ実施料	300	コロナ疑い患者を対面で 診療した場合 (診療の都度算定可)	○	-	○	○	
二類感染症患者入院診療加算	250	1日1回	☆	-	☆	☆	2022年7月31日まで

☆…以下の要件を満たす場合に2022年7月31日まで算定できる

- ①「診療・検査医療機関」として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている（愛知県は全ての診療・検査医療機関を公表予定）
- ②①で公表されている診療・検査対応時間内に新型コロナ感染症の疑い患者の外来診療を行っている